

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱

平成27年6月10日

せたな町訓令第34号

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと応援寄付金の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的として、せたな町へふるさと応援寄付金を行った個人（以下「寄付者」という。）に対して、特産品等を贈呈する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 町に対し「せたな町ふるさと応援寄付金（以下「寄付金」という。）」として、寄付を行うことをいう。
- (2) 特産品等 町特産の概ね4千円の品で、町長が別に定めるものをいう。
- (3) 参加事業者 「せたな町ふるさと応援寄付金推進事業」に参加する特産品の生産、製造又は販売等を行う事業者をいう。

(ふるさと納税の申込み)

第3条 この要綱に基づき、ふるさと納税をしようとする者は、せたな町ふるさと納税申込書（様式第1号）又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込まなければならない。

(特産品等の贈呈)

第4条 町長は、次の各号に掲げる1回あたりの寄付金額の区分に応じ、当該区分に定める寄付者に対し特産品等を贈呈するものとする。ただし、寄付者が特産品等の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

- (1) 1万円以上3万円未満 寄付者が希望する特産品等いずれか1品
- (2) 3万円以上5万円未満 寄付者が希望する特産品等いずれか2品
- (3) 5万円以上10万円未満 寄付者が希望する特産品等いずれか3品
- (4) 10万円以上 寄付者が希望する特産品等いずれか5品
- (5) 寄付金額が高額であり、町長が特に認める場合は、この限りではない

2 特産品等の贈呈回数は、限度を設けないものとする。

3 特産品等の贈呈の対象となる者は、町外在住の者とする。

(寄付金の使途)

第5条 寄付者は、第3条の規定による寄付の申込みの際に、寄付金の使途を次に掲げるものからいずれか一つを選択することができる。

- (1) 担い手育成に関する事
 - (2) 社会福祉に関する事
 - (3) スポーツと文化振興に関する事
 - (4) 奨学資金貸付に関する事
 - (5) 生活交通確保に関する事
 - (6) 産業振興に関する事
- (寄付金受領証明書の交付)

第6条 町長は、寄付金を受領したときは、寄付者に対し、せたな町ふるさと応援寄付金受領証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(参加事業者の申請等)

第7条 町長は、参加事業者の募集を行うことができる。

2 参加事業者の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす地元事業者とする。

- (1) せたな町内に本店又は主たる事業拠点を有する事業者
- (2) 町税の滞納がない者であること。
- (3) 地元特産品等が法令に違反していないこと。
- (4) 代表者又はその役員等が、せたな町暴力団排除条例(平成24年せたな町条例第21号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。

3 参加事業者の申請をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(参加事業者の承認等)

第8条 町長は、前条第3項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期間は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了まで町長による承認の取消しがなく、且つ参加事業者から辞退の届出がない場合は、当該承認を行った日の属する翌年度以降もその承認を有効とすることができる。

(内容変更の承認等)

第9条 参加事業者は、前条の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、変更する日から起算して30日前までに町長の承認を受けなければならない。また、町長が必要と認める場合は、参加事業者の特産品等の内容の変更を求めることができる。

2 前項の規定による承認の申請をしようとする参加事業者は、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業内容変更申請書(様式第5号。以下「内容変更申請書」という。)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による内容変更申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、当該内容変更申請書を提出した参加事業者に通知するものとする。

（参加事業者の辞退）

第10条 参加事業者は、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加辞退届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第11条 町長は、参加事業者が第7条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は第8条第1項の規定により承認を行った日以後に確認した事情により、参加事業者として承認することが適当でないと認めたときは、参加の承認を取り消すことができる。

2 町長は前条の規定による届出があったとき又は前項の規定により参加を取り消したときは、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加取消通知書（様式第8号）により参加事業者に通知するものとする。

（参加事業者の義務）

第12条 参加事業者は、地元特産品等の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、速やかに町長に報告するとともに、自己の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

（再委託等の禁止又は制限）

第13条 参加事業者は、地元特産品等の提供に係る事務について、宅配業務を除きこれを第三者に請け負わせてはならない。

2 参加事業者は、推進事業の実施に係る本店又は事業所の権利及び義務を町長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 参加事業者は、推進事業に参加することにより知り得た寄付者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、本事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。また、参加事業者でなくなった後も、同様とする。ただし、参加事業者が地元特産品等送付時に同封したパンフレット等により、寄付者から参加事業者へ直接商品の申込み等がなされた場合において、参加事業者が知り得た個人情報の取扱いについては、この限りでない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

せたな町ふるさと納税申込書

年 月 日

せたな町長 様

せたな町のふるさとづくりを応援するため寄付したいので、下記のとおり申し込みます。

住 所	〒		
フリガナ 氏 名			
寄付金額	円	電話番号	

1. 寄付金の活用を希望するせたな町の基金についてお尋ねします。（いずれか一つに○を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	① 担い手育成に関すること	<input type="checkbox"/>	② 社会福祉に関すること
<input type="checkbox"/>	③ スポーツと文化振興に関すること	<input type="checkbox"/>	④ 奨学資金貸付に関すること
<input type="checkbox"/>	⑤ 生活交通確保対策に関すること	<input type="checkbox"/>	⑥ 産業振興に関すること

2. 記念品を希望しますか。（どちらかに○を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない
--------------------------	------	--------------------------	-------

3. 特産品を希望する場合は、特産品番号を記入してください。

コース名	寄付金額	特産品番号記入欄				
Aコース	1万円以上3万円未満（1個）					
Bコース	3万円以上5万円未満（2個）					
Cコース	5万円以上10万円未満（3個）					
Dコース	10万円以上（5個）					

4. 寄付金の納付方法（いずれか一つに○を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	① 現金	<input type="checkbox"/>	② 納付書払い	<input type="checkbox"/>	③ 現金書留払い
--------------------------	------	--------------------------	---------	--------------------------	----------

5. 氏名、住所（市町村名）の情報について、広報誌など公開についてお尋ねします。（どちらかに○を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	① 公開を希望する	<input type="checkbox"/>	② 公開を希望しない
--------------------------	-----------	--------------------------	------------

寄付金受領証明書

住所

氏名 _____ 様

¥ _____ 円

ふるさと応援寄付金として、上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

北海道久遠郡せたな町長

印

※ この寄付金を寄付金税額控除の控除対象寄付金とする方は、年 月 日現在お住まいの市町村へ（所得税の寄付金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金税額控除の適用を受けられます。

（注1）所得税の寄付金控除及び住民税の双方の寄付金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄付金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄付金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

せたな町長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

㊟

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加申請書

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業について、別紙のものを特産品として登録し、参加申請をします。

なお、せたな町ふるさと応援寄付金推進事業実施要項第7条第2項各号に該当する参加事業者でありますことを誓約いたします。

担 当 者 名	
担 当 者 連 絡 先	電 話 F A X 電子メールアドレス
事 業 所 情 報 ※ホームページに掲載可能なもの	電 話 F A X ホームページ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (URL)

添付資料（1）特産品の画像データ（電子メール等）

（2）会社概要（パンフレット等でも可）※該当資料がない場合は添付不要

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のふるさと応援寄付金推進事業参加については、下記のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由： ）			
設定金額等	<input type="checkbox"/> 4,000 円相当	種	<input type="checkbox"/> 8,000 円相当	種
	<input type="checkbox"/> 12,000 円相当	種	<input type="checkbox"/> 20,000 円相当	種
登録番号 商品名	<input type="checkbox"/> — (円相当)			
	<input type="checkbox"/> — (円相当)			
	<input type="checkbox"/> — (円相当)			
	<input type="checkbox"/> — (円相当)			
	<input type="checkbox"/> — (円相当)			

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

せたな町長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業内容変更申請書

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり変更を申し出ます。

なお、既にふるさと応援寄付金特産品により発注のあったものについては、責任をもって送付します。

記

1 ふるさと応援寄付金特産品の変更等理由
変更 ・ 辞退 ・ 販売中止 ・ その他（ ）

2 変更等の希望年月日 年 月 日

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のせたな町ふるさと応援寄付金推進事業内容変更については、下記のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の年月日 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

せたな町長 様

届出者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

㊟

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加辞退届出書

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱第10条の規定により、参加を辞退します
ますので届出します。

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業参加取消通知書

せたな町ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱第11条第2項の規定により、参加の承認を取り消したので通知します。

記

1 取消の理由

2 取消の年月日 年 月 日